

芝山町公共交通事業者支援給付金のご案内

芝山町では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策への配慮が必要とされる公共交通事業者(法人)に対し、給付金の支給により支援を行うことといたしました。

1. 対象者

- (1) 令和2年4月1日時点において、道路運送法第4条又は鉄道事業法第3条に規定する許可を受けていること。
- (2) 上記許可に係る事業計画に基づき町内に事業所を置いており、かつ芝山町に事業開始等申告書を提出していること。
- (3) 継続的に当該事業を営んでおり(一時的な休止を含む)、申請日以降においても事業継続の意思があること。
- (4) 営業にあたり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、適切な感染防止対策を実施していること。

2. 給付金の額

1事業者につき 10万円

3. 申請手続

(申請書類)

<input type="checkbox"/> 芝山町公共交通事業者支援給付金支給申請書
<input type="checkbox"/> 事業の許可を受けたことを証する書類の写し
<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

(申請方法)

感染拡大防止のため、原則として郵送でのご提出をお願いします。

宛て先

〒 289-1692

千葉県山武郡芝山町小池 992

芝山町役場 企画空港政策課 空港地域振興係 宛て

申請期限

令和2年12月28日(月) 必着

4. Q&A

Q. 適切な感染防止対策とはどのようなものですか？

A. 業務の形態により様々ではあると考えられますが、乗務員のマスク着用、車両の定期的な消毒、シート等を使用した飛沫感染防止対策等が挙げられます。

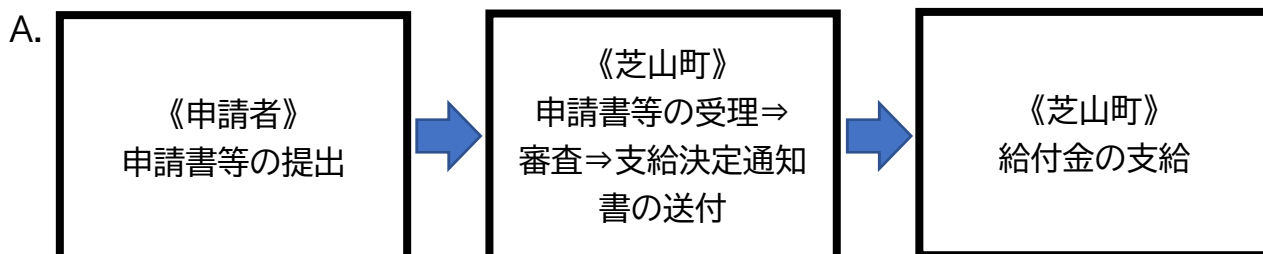
Q. 国や県の支援金等を申請している場合であっても、こちらの給付金を申請できますか？

A. 芝山町独自の給付金のため、問題ありません。また、芝山町中小企業等支援給付金を受給している場合であっても、申請することができます。

Q. 複数事業を営んでいる場合、重複して申請できますか？

A. 1事業者が複数の事業を営んでいる場合、給付金の重複支給は行わないこととしております。実施している事業のうちどれかひとつを選択し、申請してください。

Q. 申請の流れを教えてください。



※ 支給決定通知書の送付から、概ね1か月以内で指定口座に入金予定となります。

《問い合わせ先》

芝山町役場 企画空港政策課 空港地域振興係

電話：0479-77-3906(平日 午前8時30分～午後5時15分)

Mail: kuukou@town.shibayama.lg.jp